

写 令和3年第2回臨時会

(2月16日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和3年第2回益城町議会臨時会目次

○2月16日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第5号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第10号）	3
日程第4 議案第6号 工事請負契約の締結について	14
日程第5 議案第7号 工事請負契約の変更について	15
日程第6 議案第8号 工事請負契約の変更について	16
日程第7 議案第9号 工事請負契約の変更について	17
日程第8 議案第10号 工事請負契約の変更について	17
日程第9 議案第11号 工事請負契約の変更について	20
日程第10 議案第12号 工事請負契約の変更について	21
日程第11 議案第13号 工事請負契約の変更について	22
日程第12 議案第14号 工事請負契約の変更について	23
日程第13 議案第15号 副町長の選任同意について	24
日程第14 益福第4466号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	25
日程第15 益福第4468号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	26
日程第16 益福第4469号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	26
閉会	27

2 月 16 日（火曜日）

令和3年2月第2回益城町議会臨時会会議録

1. 令和3年2月16日午前10時00分招集
2. 令和3年2月16日午前10時00分開会
3. 令和3年2月16日午前11時46分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第5号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第10号）
 - 日程第4 議案第6号 工事請負契約の締結について
 - 日程第5 議案第7号 工事請負契約の変更について
 - 日程第6 議案第8号 工事請負契約の変更について
 - 日程第7 議案第9号 工事請負契約の変更について
 - 日程第8 議案第10号 工事請負契約の変更について
 - 日程第9 議案第11号 工事請負契約の変更について
 - 日程第10 議案第12号 工事請負契約の変更について
 - 日程第11 議案第13号 工事請負契約の変更について
 - 日程第12 議案第14号 工事請負契約の変更について
 - 日程第13 議案第15号 副町長の選任同意について
 - 日程第14 益福第4466号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第15 益福第4468号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第16 益福第4469号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

7. 出席議員（17名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

14番 中村健二君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西 口 博 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	河 野 秀 明 君
危 機 管 理 監	今 石 佳 太 君	土 木 審 議 監	持 田 浩 君
総 務 課 長	河 内 正 明 君	総 務 課 審 議 員	遠 山 伸 也 君
新 庁 舎 等 建 設 推 進 課 長	田 上 勝 志 君	企 画 財 政 課 長	山 内 裕 文 君
税 務 課 長	深 江 健 一 君	住 民 保 険 課 長	富 永 清 徳 君
福 祉 課 長	塘 田 仁 君	健 康 づ くり 推 進 課 長	松 永 昇 君
都 市 建 設 課 長	村 上 康 幸 君	復 旧 事 業 課 長	増 田 充 浩 君
復 興 整 備 課 長	米 満 博 海 君	学 校 教 育 課 長	金 原 雅 紀 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

なお、14番中村議員から欠席する旨の届出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから、令和3年第2回益城町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、1番木村正史議員、9番榮正敏議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日にすることに決定しました。

日程第3 議案第5号 令和2年度益城町一般会計補正予算(第10号)

○議長(稲田忠則君) 日程第3、議案第5号「令和2年度益城町一般会計補正予算(第10号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。令和3年第2回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、2月13日土曜日、23時8分頃、福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生しております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。多くの自治体で被害が出ている模様ですので、情報収集に努め、しっかりと支援をしてまいります。

今回の地震は10年前の東日本大震災の余震と考えられていますが、当町におきましても、今後どんな大きな災害が発生しても想定外とならないよう、様々な方法でしっかりと備えることが重要であると再認識をしたところです。

さて、新型コロナウイルスの熊本県独自の緊急事態宣言は、2月17日水曜日をもって終了する予定となりました。しかし、今後も油断することなく、引き続き感染防止対策の徹底など啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、本日は、平成29年3月に就任していただきました向井副町長にとりまして最後の議会となると思います。熊本地震後、当時副町長が不在でありますことから町長の私に全ての決断が集中し、国に対しての要望活動や支援いただいている自治体などへのお礼や、さらなる支援の要望などがなかなかできない状況でしたが、副町長の就任により、直接出向き要請できたことがその後の予算確保や人員確保につながってまいりました。

また、私自身、復旧・復興が進む一方で、予算の確保やしっかりした財政見通しの策定の必要性を感じていたところでしたが、向井副町長にはその思いを酌み取っていただき、将来を見据えたシビアな財政計画を職員と一緒に策定していただいたことは、復旧・復興を進める上で大変ありがたく、そして心強く感じたところです。また、様々な課題に対して遠慮なく県の幹部職員に要望していただき、特に県道熊本高森線、木山地区の区画整理事業整備などの重要案件が進み、未来を見据えたにぎわいづくりにも取り組むことができました。

そして、今回、向井副町長から退職に当たりたくさんのふるさと納税をいただきましたので、町のにぎわいづくりに活用するのが一番喜ばれると考え、新しい役場庁舎に隣接して建設される復興まちづくり支援施設にストリートピアノの設置を計画し、当初予算に計上をさせていただいたところです。

また、仕事の進め方など、職員も学ぶことが大変多かったと思います。「ワンペーパーにまと

めなさい」「議会には説明したね」など、あらゆる場面で言われていたように思います。恐らく県内の町村の中では、議会に対し一番丁寧に説明をしている自治体ではないかと思っていますところ。

また、私自身が一番助けられたとっております。要望活動もちろんですが、安心して熊本県人会や熊本県東京事務所などに出向いて活動することができ、その結果、湖池屋、アミカテラなどの企業誘致につなげることができました。

町長職は非常に孤独です。向井副町長は県知事の秘書経験もされていることから、私の心境をいち早く察していただき、一緒になって考え、怒り、笑い、涙し、文字どおり寄り添っていただきました。時には「町長、それはちょっと難しいですよ」とたくさん意見もしていただきました。向井副町長自身、熊本県と益城町、同じ自治体でも全く仕事の進め方が違うということから、時には悩んだり、悔しい思いもされたと思います。助けられるばかりでなかなかフォローできなかったこと、この場をお借りしておわびしたいと思います。完全復興を成し遂げ、にぎわいのあるまちづくりを実現することが、向井副町長に対する最大の恩返しであると考えております。

今後も、議員の皆様、そして職員と一緒に全力で取り組んでまいりますので、引き続き様々な場面で御指導、そして御支援をお願いいたします。向井副町長には今後も末永く奥様と健康で幸せに暮らされることを心よりお祈りを申し上げます。

さて、本日提案します議案は、令和2年度補正予算1件、工事請負契約の締結について1件、工事請負契約の変更について8件、副町長の選任同意についてその他3件でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第5号、一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ14億7,200万6,000円増額しまして、歳入歳出総額264億5,622万3,000円とするものです。

第2表の債務負担行為補正では、新型コロナウイルスのワクチン接種を今年度から次年度にかけて実施しますので、限度額1億2,500万円を追加しております。

また、第3表では、地方債の追加を1件、変更を5件、さらに歳入歳出予算の補正では、ふるさと納税の増加に伴う寄附金謝礼品等や新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制確保の経費、また国の第3次補正に伴う潮井自然公園整備や街路事業費、都市防災総合推進事業などを計上しているところです。なお、国の3次補正に伴うものにつきましては、地方財政措置の拡充がなされており、町の実質負担が軽減されることとなります。

なお、補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。私のほうからは、議案第5号について説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書、1ページを開けていただきたいと思います。

令和2年度益城町一般会計補正予算（第10号）です。

第1条で、歳入歳出予算の補正。歳入歳出それぞれ14億7,200万6,000円を追加し、歳入歳出そ

それぞれ264億5,622万3,000円としております。

第2条のほうでは債務負担行為の補正、それから、第3条で地方債の補正をしております。

4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正です。追加で、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料。期間が令和3年度、限度額1億2,500万円を追加をしております。住民の方、16歳以上の方に2回接種する費用として限度額を定めているところです。

5ページのほうが、第3表で地方債の補正です。追加については、一つの事業、無電柱化計画推進事業債ということで、横町線の無電柱化につきまして、限度額を2億830万円と定めております。

変更です。5件の変更をしております。

社会資本整備総合交付金事業債については、潮井公園線の道路整備事業、3,000万円の増額、それから潮井自然公園整備事業債のほうは5,000万円の増額、それから都市計画道路整備事業債が1億6,200万円の増額、都市防災総合推進事業債が7,000万円の増額となっております。こちらの四つの事業につきましては、国の補正予算を活用した事業になっておりますので、充当率のほうは100%、それから交付税措置のほうも50%として有利なものとなっております。

最後が、農業施設災害復旧事業債で670万円の増額をしております。

8ページをお願いいたします。

歳入になります。

17款国庫支出金で国庫負担金です。災害復旧費国庫負担金で5,069万4,000円の補正額、農林水産施設災害復旧の負担金関係で事業費5,100万円の補助率のほうは99.4%となっております。

次に、国庫補助金です。総務費の国庫補助金で78万9,000円。こちらのほうは、個人番号カード交付の事務費で、100%の補助になりますので、歳出のほうに同額を組んでおります。

3目が衛生費国庫補助金で511万1,000円。コロナウイルスのワクチン接種の体制確保事業に対する補助金で、こちらのほうも100%の補助になりますので、歳出のほうに同額を計上しております。

7目が土木費国庫補助金です。社会資本整備総合交付金のほうは、町道の潮井線の公園整備事業、それから、道路メンテナンスのほうは橋梁点検関係、社会資本整備総合交付金の潮井都市公園としては潮井公園の整備事業、無電柱化推進事業補助金のほうは横町線関係の無電柱化、都市計画道路の補助金、それから都市防災総合の補助金、こちらのほうの土木費関係につきましては、国の3次補正を活用したものとなっております、令和3年度で予定していた事業につきまして、国の補正がついたことにより前倒しで今回予算計上をさせていただいているところです。

次に、9目の教育費の国庫補助金です。420万円。小学校、中学校関係の補助金で、教育活動継続支援事業に対する補助金となっております。コロナ感染防止対策に対する費用に対しての2分の1補助をいただくことになっております。

次が9ページです。

土木費の補助金で、地籍調査関係の補助金で、2,523万7,000円で、3,365万円に対して75%の

補助になっております。こちらのほうも国の3次補正予算で予算がついたもので、令和3年度予定していたものを前倒しで今回補正予算として計上をしております。

次に、20款の寄附金です。ふるさと納税で4億5,000万円の増額です。ふるさと納税につきましては、当初のほうでは3億円の予算計上、それから、12月に7億円追加で10億円まで増額をしていたところですが、1月末で13億9,000万程度の寄附金をいただいておりますので、今回さらに4億5,000万円を追加をしております。

繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金を2億円減額をしております。

11ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費の企画費です。2億2,610万円で、ふるさと納税の増額に伴いまして、返礼品等の費用・経費分を増額をしております。

それから、戸籍住民基本台帳費につきましては、79万円の補正額で、庁用器具費、マイナンバーカード発行用のプリンターの購入というところで、全額国費で賄うということになっています。

次に、衛生費の予防費です。511万1,000円で、ワクチン接種用ですね、体制確保のための費用で、まずは保冷庫の購入費で61万1,000円。

それから、12ページのほうでは、体制確保の負担金ということで、プレハブ3か所整備するための負担金450万円を計上しております。

次に、土木費の地籍調査の事業費3,373万4,000円で、測量業務関係を計上しているところです。

次に、橋梁維持費です。1,250万円で、橋梁点検の委託料関係。

それから、13ページのほうでは、社会資本整備総合交付金6,000万円で、潮井公園の整備事業費で、用地購入、それから立木建築物の補償費関係で計上しています。

次に、公園費のほうでは1億円の増額で、潮井公園整備関係の詳細設計、それから公園の工事費の計上。

それから、街路事業のほうでは8億2,300万円。測量設計、それから改良工事、それから用地購入補償費関係で計上をしております。

14ページのほうでは、都市防災総合推進事業費、1億4,000万円。こちらのほうも工事費、それから道路の用地購入費、ポール等の用地購入費、それから工作物の補償費関係に計上しております。

この土木費関係につきましては、国の補正予算を活用したもので、令和3年度で予定していたものをですね、前倒しをして計上しているところになります。

次に、10款の教育費です。学校管理費、小学校の学校管理費600万円、それから次の中学校の学校管理費440万円、いずれもコロナ対策関係の費用で、2分の1が国庫補助金で賄っております。

11款のほうで、農業用施設災害復旧費のほうで6,100万円。農業用施設災害復旧業務の委託料というところで、県への委託分として計上をしております。水路、ため池等の災害復旧費ということですが、

16ページのほうでは、予備費のほうを137万1,000円増額をしております。

議案第5号につきましては以上です。

○議長（稲田忠則君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） おはようございます。9番榮です。

議案第5号、益城町一般会計補正予算の部分の4款1項17節……。

○議長（稲田忠則君） 何ページですか。

○9番（榮 正敏君） ページ、11ページ。それと18節、この2点ちょっとお尋ねします。

近頃はコロナの問題ばかり取り上げて非常に言われてますが、この17節の新型コロナウイルスワクチン保存用超低温冷凍庫購入費61万1,000円、これは1台分だと思いますけど、これはどこにどのようにして保管するのか。非常に貴重な医薬品ですので、施設とか、セキュリティーとか、そういうものはどうやっているのか。いわゆる、18節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業負担金、450万です。これもどこにどのような体制を構築していくのか。その案というか、その方策はもうできているのか。それをちょっと教えていただきたい。

以上です。その1点だけです。

○議長（稲田忠則君） 松永健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（松永 昇君） 健康づくり推進課の松永です。9番榮議員の御質問についてお答えいたします。

議案第5号、令和2年度益城町一般会計補正予算書（第10号）中、11ページの4款1項2目17、備品購入費の新型コロナウイルスワクチン保存用超低温冷凍庫購入費ということで、これは町のほうに基本型接種施設といたしまして、ワクチンが直接送られてくる病院がですね、2か所ございます。国のほうから2台は送られてくるんですけども、時期的に3月と4月になってしまいます。医療従事者の接種の時期が3月中旬ということなんで、ちょっと4月では間に合わないということで、1台を購入することといたしました。

あと、12ページの4款1項2目18節負担金補助及び交付金の新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保事業負担金ということなんですけれども、これは内容としましては、プレハブの設置の負担金ということで、病院の外でですね、接種とか、あと待機場所とかですね、接種後の、そういうことを実施したいという病院が3か所ございましたんで、150万の3か所分ということになります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ようございますか。いいですか。

○9番（榮 正敏君） はい。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） おはようございます。4番下田です。

13ページですか、6目の社会資本というところの21、補償補填及び賠償金の2,000万円で、立

木建築物補償ということで、潮井さんと言われたけど建物はどこなのかですね。この件は12月頃1回出とったと思うとですたいね。

それと、その下の土木費の公園費ですかね。12節の委託料の3,000万円と、工事費が7,000万円なのに3,000万も設計費が委託料かということをやっとお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 都市建設課長の村上です。4番下田議員の質問にお答えします。

議案第5号、令和2年度益城町一般会計補正予算書中、13ページ、8款土木費2項道路橋梁費6目社会資本整備総合交付金事業中21節補償補填及び賠償金につきまして、立木建築補償費で2,000万ということで、現在潮井自然公園は、こちらのほうは町道潮井公園線の道路改良に伴う立木補償費になりますが、現在実施設計を行っております、こちらのほうが、概算でございますが、建物が倉庫が3棟ございます。建物に関してはそちらのほうの補償、また、立木につきましては、現在本数まではまだ確認はしておりませんが、補償費ということで立木の補償費、合わせて2,000万円を予定しているところでございます。

それと、続きまして、下の8-4-5公園費の12節及び14節、委託料の3,000万と工事請負費の7,000万、こちらのほうは潮井自然公園の整備になります。こちらのほうは現在基本設計を行っております、こちらの12節につきましての委託料は、それを受けまして実施詳細設計の委託料ということで、3,000万円を計上しております。また、14節の工事請負費につきましては、公園内の園路の整備等々で7,000万円の工事費を計画しておるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 倉庫の4棟って言いなつたつは、神水荘のほうですか。神水荘になる建物の倉庫ですか。

（自席より発言する者あり）

それば言おうかち思うて。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 建物3棟につきましては、潮井公園の道路を上っていきまして、畑のほうに上ったところに作業場とか倉庫がありますので、そちらのほうを予定しております。

○4番（下田利久雄君） はい、分かりました。

○都市建設課長（村上康幸君） 公園内の神水荘ではございません。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番の上村です。

令和2年度益城町一般会計補正予算書中、まず12ページの8款土木費1項土木管理費、これを伺うに、地籍調査事業費ということで4分の3は県補助をされるということで、3,365万円加えておりますが、今現在この地籍調査事業というのはどの辺を調査されているのかを1点と、また、熊本地震前に終了というか、終わったところが福田校区とかあるんですが、そこは何かポイント

がずれていると、そういうふうに伺ったんですが、それはまた再調査が行われるのかどうなのか。こういったことをちょっと1点お願いします。

これは、今まだちょっと具体的にはないとは思いますが、数年後は相続とかが3年以内になければお金を、そういった罰則があると、そういうふうな話も、それはちらっと聞いておりますので。そういう相続とかになる場合にもですね、やっぱり立会いとか簡略化ができる部分かなと思いますので、それを1点お願いします。

それとですね、2点目が、13ページの同じく下の8款土木費4項の都市計画費、この中の5目の公園費の中で、先ほど同僚議員からも質問があったんですが、潮井自然公園の詳細設計業務委託料3,000万と潮井自然公園の整備費の7,000万円、これについてですね、この設計というのは最後の設計になるのかどうなのか。あと、同じく公園整備工事費で7,000万円計上されているんですが、この費用についても最後の工事費になるのかどうなのか。若干ですね、工事費に対して設計料のほうが大ききような気がするんですが、あくまで今年度分はその一部で7,000万円組まれているのかどうなのか。この辺をちょっとお願いします。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 都市建設課長の村上です。3番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和2年度益城町一般会計補正予算書（第10号）中、ページといたしましては12ページ、地籍調査事業費の中の12節委託料ということで3,365万円。こちらのほうは、熊本地震後、震災を受けた場所の基準点の補正測量のほうを現在行っております。この予算の中では、場所といたしましては、杉堂、上陳、下陳、田原地区における熊本地震による補正測量のほうを予定しております。

現在、地籍調査のほうは益城町管内では約33%は終了しているところでございますが、熊本地震による補正測量のほうを現在行っておりまして、本来の地籍調査事業のほうは現在ストップしておるところでございます。こちらのほうが終了次第、また町内に広げていくということになるかと思えます。

続きまして、13ページの8款土木費5目公園費の中の12節及び14節、委託料3,000万円、この3,000万円につきましては、記載のとおり、潮井自然公園の詳細設計を行う費用となります。14節工事請負費7,000万につきましては、こちらのほうは一応来年度分を前倒しで補正する、補正予算を活用して整備を行うということになりますので、まだ一部ということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） まず、潮井公園の整備工事費、これについては先ほども含めてですね、内容は分かりました。

地籍調査について、ちょっと今聞き漏らしなのかちょっと分かりませんが、もう一遍ちょっと確認させてください。

今、一応基準点の補正測量を行っているということなんですが、その基準点の補正測量が終わ

った後に、もう1回あそこはやり直すんですかね。それとも、そのままの状態、補正された数値だけをまた法務局のほうか何かに届け出たりするのかなのか。ちょっと気になったのがですね、一般的に地籍測量が終わった場合は、法務局で図面を上げた場合には、図面には数値の入ってくるんですよ。それが益城、私の福田校区とか、その場合は数値は入らずに、ただ図形だけが入ってくるんです。このような状態になっているものでちょっと気にはなっていたんですが、もう一度基準点の補正測量が終わった後にやるのか、その数値のみで届出をするのか。それをちょっとお願いします。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 3番上村議員の2回目の質問にお答えします。

地籍調査事業につきましては、現在行っております補正測量におきまして、国、県から示されております移動に関して、許容値内であればそのままそれを用いていく及び移動が激しい場合には再立会いということを行っていくということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

私どもも議案第5号の1点だけ確認をさせてください。

ページ、13ページ、8款土木費4項都市計画費8目街路事業費の今回の補正中、無電柱化推進計画事業費というのが上がっております。4億3,190万円。それから、道路用地購入費5,079万円、それから無電柱用地購入費2,060万、工作物保護費等2億6,388万円、こういうのが今回計上されて、先ほど令和3年度の前倒しの事業であると、今こういう説明がございました。

具体的にこの無電柱化というのは、我々が今まで承知しているのは、県道沿いの無電柱化だったんですが、そういうことでこの工事費というのはよろしいのでしょうか。まずそれをお尋ねをさせてください。

それから、財源について。この財源は補助費、それから公費、交付金ですね、等が入っているかと思うんですが、町の負担はどれぐらいになるのか。これを教えてください。

以上、2点よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） おはようございます。復興整備課の米満です。12番宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

議案第5号でございます。益城町一般会計補正予算書（第10号）中の13ページでございます。

まず、8款4項8目街路事業費でございますが、まず無電柱化事業というのはですね、区画整理事業の横町線の部分を整備をしていくものでございます。区画整理事業の無電柱化事業と併せまして、横町線のほうも無電柱化事業で進めていくということになります。

まず、13ページの委託料でございます。8款4項8目12節です。これが都市計画道路測量設計業務委託料1,733万円でございます。これは、都市計画道路益城東西線の委託料2件分となっております。

それから、その下の電柱化推進計画測量設計業務委託料、これは都市計画道路横町線の用地補償の修正委託料ということでございます。

続きまして、14節工事請負費でございます。都市計画道路改良費、こちらは益城東西線（3工区）、これは木山地内、それから第二南北線（馬水地内）の2件分を補正させていただいております。

それから、無電柱化推進計画事業費4億3,190万でございます。こちらは都市計画道路横町線の木山橋に伴う下部工、上部工、それから道路の排水工事の3件分を計上させていただいております。

続きまして、14ページになります。

8款4項8目街路事業費の16節公有財産購入費のうちの道路用地購入費5,079万円でございます。こちらのほうは、都市計画道路益城東西線（3工区）、これは木山地内です。この用地を買収していくということになります。

それから、無電柱化推進計画用地購入費2,060万。こちらのほうは、横町線の用地補償費の分で、約8件分を計画をしているところです。

それから、21節補償補填及び賠償金でございます。工作物の補償費、こちらのほうも益城都市計画道路の益城東西線（3工区）、それと第二南北線の馬水地内のほう、合わせて5件分でございます。

それから、無電柱化推進計画、工作物の補償費870万は、横町の工作物の補償として3件分を計上しております。こちらは立木補償及び門柱等の補償となります。

それから、財源で町の負担分でございます。町の負担分は、まず無電柱化に伴う分の町の負担分は、4億6,300万のうちの町の負担分が45%ということで、2億800万と予定しております。それから、都市計画道路の部分に関しましては1億6,200万、こちらが町の負担分となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 12番宮崎議員の1回目の質問にお答えいたします。

町の負担分ですけれども、街路事業関係につきましては、国費のほうがですね、55%補助金でいただけるということです。今回は補正予算の関係になっておりますので、残りの部分については全額100%起債をするというふうになっております。起債のうち50%が交付税措置がなされるということになりますので、合わせますと大体77.5%ぐらいが県の補助金と交付税措置で賄われるということになりますので、町の負担としましては22.5%ぐらい、1億8,500万円ぐらいが町の負担という形になろうかと思っております。8億2,300万のうち1億8,500万円ぐらいが町負担というところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 2名の課長から御答弁をいただきました。

まず一つにですね、一番驚いたというか、あまり私が情報がなかったのか分からないんですが、無電柱化について、木山整理地内を行うということについてはですね、あんまり承知しておりま

せんでした。ですから、今回横町線を中心にですね、無電柱化を行うと、これはすばらしいことだろうと思うんです。やっていただけるんやったら。ただ、問題は財源という話です。

それで、木山の区画整理というのは、今回は横町線だけを無電柱化を行うわけなんですけれども、これは役場の方向にかけての道路、もしくは宮園地内の町道、これはどうなるのか。この辺りについて見解をお聞かせください。

それから、財源についてですけれども、これは私が聞いている財源ではですね、大体この都市計画道路、これは補助金が55%。補助金よ、国からの。残りの45%を地方債で補正をして、その78%が町の負担、22%を交付税措置、こういうふうに聞いているんですが、今課長からの説明だとちょっと違ったんで、もう1回再度確認をお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 宮崎議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

区画整理の中の無電柱化事業に関しましては、幹線道路を無電柱化するというところでございます。区画整理の中の都市計画道路が益城中央線と横町線、それから役場の前の道、この幹線道路に関しましては無電柱化を進め、無電柱化で事業を進めていくという形になっております。そのようなことから、区画整理内に位置する横町線につきましても無電柱化を進めていくという整理になっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 12番宮崎議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

街路事業については、90%の22%が交付税措置ではないだろうかというふうな御指摘かと思えます。

今回の場合には、通常の国の当初予算あたりで補助金がついた場合には、補助金については55%、その裏の起債をする部分につきましては、交付税措置が22%というふうになっておりますけれども、今回の場合には国の補正予算を活用した関係で、起債のほうが、地方財政措置のほうが拡充をされるということになりますので、100%の充当率がなされて、50%に交付税措置のほうが拡充されているというふうな状況になっております。

ほかの公園の費用とかですね、潮井公園整備とかについても同様でですね、起債の分が有利になっているという状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございます。よく分かりました。

ただ、二つだけちょっとお願いしておきたいんですけれども、木山の区画整理についてはですね、なかなかちょっといろいろ時間がかかっているし、あれだから分かりづらいところがあるんですけれども、こういう無電柱化とか、こういう大きな事業を伴うやつについてはですね、我々にもよく説明をしていただきたい、こういうふうに思います。

それから、もう1点ですね。もう1点、今財源的な話がございました。特にですね、3年目のやつを前倒してやるというのは非常に喜ばしいことだろうとは思いますが、そのとき本当にですね、きちっと周りに根回しなり、その説明なりが十分行っているのかどうかというのを

ですね、確認していかないと、予算だけ引っ張ってきてどんとやると、そうすると後でちょっとトラブったりする可能性があるよね。十分にそこら辺りをですね、根回しをやっとけば。これが総合計画的にですね、ずっと長い目で計画されているんだったら、これ問題ないんですけども、多分担当者のところで計画されたやつでぼんと持ってくるという話になると、なかなか我々がついていけないということになりますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

ページ数は12ページ、土木費、橋梁維持費の設置委託料で1,250万計上されていますけれども、これはどこの橋なのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、14ページの都市防災総合推進事業で、避難路等整備費に1億1,000万、避難路等用地購入費で1,100万、工作物等補償費で1,900万、これは具体的にどうなるか、場所をお教えください。

それから、3点目は、先ほど都市計画道路について説明がありましたけれども、第3次補正予算の防災・安全交付金で、計画名としては、通学路の危険箇所（緊急点検要対策箇所）の解消のためということで、益城東西線がネットワーク強化で6,050万、それと益城東西線が2線で1億3,750万ということが国から来ております。また、潮井公園線の、これは機能充実強化や起点、拠点アクセス向上のための道路整備ということで、3,000万円が国から補助が出ておりましたが、結局この国から下りたやつについて、こういった通学のどうのこうの、どうのこうのという形になっていますけれども、具体的に今回都市計画道路の部分で予算等計上されていますけれども、そういった部分も考慮されているのかどうか。

以上、3点お聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 村上都市建設課長。

○都市建設課長（村上康幸君） 7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号中、ページ数としまして12ページ、8款2項3目橋梁維持費中、12節委託料、設計委託料1,250万。こちらのほうは、橋梁点検の業務委託料になります。今回この1,250万円につきましては、新川橋ほか37橋の点検を行うための委託料となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課の米満でございます。7番吉村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第5号、令和2年度益城町一般会計補正予算書（第10号）中、14ページでございます。

8款4項9目の14節からの御説明でございます。

まず、14節工事請負費は、これは避難路等整備費1億1,000万でございます。こちらのほうは、木山辻団地内の避難路が1件、それから蛭子町の避難路と避難地を計画しておりまして、合計3件を予定しているところです。

それから、16節公有財産購入費、避難路等の用地購入費でございます。1,100万、これは宮園

の避難路の購入を考えているところです。

それから、21節になります補償補填及び賠償金、工作物の補償費1,900万でございます。こちらでもですね、宮園の避難路の工作物の補償費ということで計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員、いいですか。ようございますか。

○7番（吉村建文君） はい。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第5号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第4 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第6号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第6号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町復興まちづくり支援施設建設工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、主に熊本地震により大きなダメージを受けた地域コミュニティーの再生拠点として、また、震災の記憶の継承の場として建設を行うものです。

工事の主な内容としましては、建築本体工事、木造平屋建て、延べ床面積398.8平方メートル

及び電気設備工事、機械設備工事、外構土木工事となります。

契約金額は3億1,741万8,200円で、契約の相手方は、熊本県熊本市中央区壺川1丁目9番49号、
ディ. エス. 大進工業株式会社でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第6号「工事請負契約の締結について」
は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第7号「工事請負契約の変更について」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第7号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第4回益城町議会臨時会において議決をいただきました議案第126号、
益城中学校校舎棟新築災害復旧工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、請負契約金額25億766万6,150円を25億1,675万6,987円に変更するもので、909万837円の
増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました益城中学校の校舎を新築するものです。

変更の主な理由といたしまして、基礎工事の際に旧木造校舎当時のものと思われる埋設排水管
及びコンクリート殻などが出現したことにより、撤去及び処分費用が発生をいたしました。また、
各教室の遮光カーテンの追加、生徒へ配付されましたタブレット端末充電用のコンセント回路増
設などによるものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第7号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第8号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第8号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第2号、益城中学校プール新築工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額1億8,480万円を1億8,363万9,601円に変更するもので、116万399円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました益城中学校のプールを新築するものです。

変更の主な理由としましては、着工前に現地精査を行い、仮囲いの施工範囲をプライバシーの保護及び安全対策のために必要な範囲に変更したことにより減額するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第8号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第7、議案第9号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第9号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第4回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第151号、大規模滑動防止事業(宮園1地区)工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額2億6,491万8,392円を2億6,457万7,463円に変更するもので、34万929円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました宮園1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、擁壁復旧対象地より工事辞退の申出がありましたため、減工とするものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第9号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第8、議案第10号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第10号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第47号、大規模滑動防止事業（下小谷地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額6億7,248万6,751円を7億1,807万3,849円に変更するもので、4,558万7,098円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました下小谷地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、鉄筋挿入工におきまして現場精査を行いました結果、家屋の近接などにより、足場工を河川側へ広げる必要が生じたため足場工の数量を増とするものでございます。また、熊本地震に伴う震災関連工事が継続しており、建設労働者の需要が高く、地域外からの労働者確保を行いましたため、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用に基づいて設計変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。

主な変更理由についてお尋ねいたします。

主な変更理由の中の2番目に、熊本地震に伴う震災関連工事が継続しており、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用に基づく設計変更するというふうに書いてありますけれども、これはいつまで運用できるのかというのが1点ですね。今年度までなのか、来年度もするのか、変更を。

それと、工事のほかに、設備であったり、コンサル、設計とかありますけれども、それについてはどのような運用がなされてきたのかが2点目。

それと、4,558万7,098円の中の労働者確保に要した費用、間接費というのは幾らになるのか。

この3点だけ教えてください。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

3点言われましたけれども、まず1番ですけれども、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用、これがいつまでなのかということとなっておりますけど、今のところ、この運用がいつまでという形でまだ現在通達が来ていないところです。

2番目ですけれども、コンサルについてということですが、コンサルについてもですね、同様に、熊本地震等がございまして非常に人が不足しているということでもございましたので、こ

ちらについても同様の考えをしているところでございます。

それから、すみません、3番目につきましては、現在ちょっと詳細の数字が分かりませんので、分かり次第、お調べしてお答えするという形でよろしいでしょうか。

○11番（野田祐士君） はい、分かりました。

○復旧事業課長（増田充浩君） 以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） すみません、1回目の回答ありがとうございました。確認ですけれども、地域外からの労働者確保に要する間接費は設計変更できるということの、運用時期については通達がまだないということで、来年度もそういうふうになる可能性があるということですね。で、よろしいですかね。

○復旧事業課長（増田充浩君） はい。

○11番（野田祐士君） コンサル、もしくは設備等に関しても、この運用は適用できるということでもよろしいですかね。

○復旧事業課長（増田充浩君） はい。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。それと増額の割合というのはちょっと分からないということで、またこれ分かったら教えてください。

地震後ですね、5年が経過していると言っておりますので、この運用については県のほうに確認される、もしくはその上のほうに、国土交通省あたりもですね、問い合わせいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○復旧事業課長（増田充浩君） はい、分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺です。1点だけお尋ねいたします。

高谷川のですね、工事の経過についてですけど、構造物、ブロック塀とか、そういうのは、構造物があったのは今のところしてございません。現況維持ということであったと思いますが、どういことになされていないのか。今後するのか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

高谷川におきまして、もともとブロック塀があった、そこについて復旧されていない、原形復旧が原則ではなかったのかというお話でございますけれども、まず、この宅地耐震化事業の対象となる構造物は擁壁です。ですので、ブロック塀等の目隠しに当たるものは、今回復旧対象となっております。ただし、フェンスですね。フェンス、金属のアルミフェンスとかそういうもので、きれいに取り外して、撤去できて再設置できるものは、こちらの町のほうで再設置させていただいております。ブロック積み、ブロック塀等は取り壊すと再設置ができませんので、そのようなものとか、木塀ですね。木の塀とか、あとはネットフェンスあたりで、状況によってはぼろぼろになっているもの、そういうものは復旧できないということで、その対象地の地権者の方

に申し上げて、個人さんが負担すれば設置はできますよという話でさせていただいているところ
でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） どうも御答弁ありがとうございます。

それでは、そうしたとき補助対象にはならないわけですか。例えば個人でした場合、それに対
しての補助といいますかね。どれだけか、幾らかの補助というのはないわけですか。それもちょ
っとお聞かせ願います。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回この大規模滑動崩落防止事業で取り壊したブロック塀の再設置について補助はないのかと
いうお尋ねかと思えますけれども、そちらについては補助というのはありません。

ただし、うちのほうの別事業で、社交金ですね。国の補助、県の補助をいただいている事業に
つきましては、危険なブロック塀、大阪のほうでブロック塀が倒れて子どもさんが亡くなったか
と思えますけれども、そのような事故もございまして、別メニューでですね、道路に接しているブ
ロック塀等が危険であれば、その撤去費用とか、再設置の費用の一部を負担するという事業はご
ざいます。ただ、今回、大規模で取り壊したところに関しては対象とはなりませんので、よろし
くお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第10号「工事請負契約の変更について」
は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第11号「工事請負契約の変更について」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第11号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第53号、大規模滑動防止事業（古閑1地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額3億7,494万2,938円を2億9,942万643円に変更するもので、7,552万2,295円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました古閑1地区外の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、擁壁復旧対象地より工事辞退の申出がありましたため、減工とするものでございます。また、擁壁工事に必要な地耐力が確認されたため、安定処理工を減工するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第11号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第12号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第12号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第2回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第79号、大規模滑動防止事業（島田地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額1億7,727万1,211円を1億7,118万5,123円に変更するもので、608万6,088円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました島田地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、擁壁復旧対象地の2宅地におきまして、境界の確定ができず、年度内完了が困難な状況となりました。本工事が今年度事故繰越予算でありますことから、工事の出来高精算として変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第12号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議案第13号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第13号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第15号、大規模滑動防止事業（安永・馬水1地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額5億6,751万7,354円を5億8,804万2,737円に変更するもので、2,052万5,383円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました安永・馬水1地区外の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、コンクリートブロック積工での復旧を予定していた箇所、現地精査の結果、鉄筋挿入工へ変更するものでございます。また、減工箇所につきましては、本工事対象箇所の関係人の合意形成に不測の日数を要し、今年度完了が困難な状況となりました。本工事が今年度事故繰越予算であることから、工事の出来高精算として変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第13号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第12、議案第14号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第14号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第1回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第3号、大規模滑動防止事業(宮園2地区外)工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額2億4,719万4,155円を2億2,485万5,220円に変更するもので、2,233万8,935円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました宮園2地区外の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、本工事対象箇所の関係人との合意形成に不測の日数を要し、今年度完了が困難な状況となりました。本工事が今年度事故繰越予算でありますことから、工事の出来高精算として変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号、工事請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第14号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 副町長の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第13、議案第15号「副町長の選任同意について」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第15号、益城町副町長の選任同意について御説明を申し上げます。

熊本地震からの復旧・復興に尽力され、多大な貢献をしていただいた向井副町長が、今月末日までの任期をもって勇退をされます。

そこで、次期副町長として、新たに濱田義之氏を任命したいと考えております。そのためには地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がありますので、今回提案させていただきました。

濱田氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しておりますが、昭和57年に熊本県へ入庁され、平成27年4月から熊本県農林水産部長を3年、その後、県代表監査委員を2年、現在は県立図書館の館長として活躍をされており、長きにわたり県勢の発展に尽力をされております。この間には、県財政課長も歴任されております。本来、このポストは中央官庁からの派遣の方が就かれることが慣例のようですが、生え抜きの県職員で経験されている数少ない方であることから、濱田氏の周囲からの信用、信頼の度合いが伺い知れると考えております。財政経験も豊富であり、かつ県との連携も十分に期待できる方であります。

今後、本町のさらなる発展、そしてにぎわいのあるまちづくりを推進していくため、副町長として最適任であると考えます。

御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第15号、副町長の選任同意についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の討論を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、副町長の選任同意についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第15号「副町長の選任同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14 益福第4466号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(稲田忠則君) 日程第14、益福第4466号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、町長からの諮問です。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 益福第4466号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、その職務として、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な措置を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

今回、任期満了に伴い、森田俊彦委員を再任として提案するものです。森田委員の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。

原因として、精力的に職務に当たっていただいております、委員として最適の方だと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 町長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

益福第4466号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、この諮問のとおり、適任ということで答申したいと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、適任ということで

答申することに決定しました。

日程第15 益福第4468号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第15、益福第4468号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、町長からの諮問です。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第4468号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

今回、任期満了に伴い、野口泰喜委員を再任として提案するものです。野口委員の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。

原因として、精力的に職務に当たっていただき、委員として最適任の方だと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

益福第4468号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、この諮問のとおり、適任ということで答申したいと思いますが御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第16 益福第4469号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第16、益福第4469号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、町長からの諮問です。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第4469号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御

説明を申し上げます。

今回、任期満了に伴い、齊藤輝代委員を再任として提案するものです。齊藤委員の履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認ください。

原因として、精力的に職務に当たっていただき、委員として最適任の方だと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

益福第4469号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、この諮問のとおり、適任ということで答申したいと思いますが御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただき誠にありがとうございました。

これで令和3年第2回益城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時46分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員